

## 不動産鑑定業者（山形県知事登録）の「変更」登録

手続根拠	不動産鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第 27 条第 1 項
手続対象者	山形県知事登録の不動産鑑定業者で次の登録事項に変更があった者 ① 名称又は称号 ② 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員の氏名 ③ 事務所の名称及び所在地 ④ 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名
提出時期	変更があったとき遅滞なく
手数料	なし

### 【提出書類】

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	変更登録申請書	別記様式第九 (規則第 31 条)	○	○

### <法人の役員の増員若しくは交代による場合（法第 27 条第 2 項）>

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	変更登録申請書	別記様式第九 (規則第 31 条)	○	—
2	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書 (法第 23 条第 2 項第 3 号)	○	—

### <事務所の新設による場合（法第 27 条第 2 項）>

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	変更登録申請書	別記様式第九 (規則第 31 条)	○	○
2	専任の不動産鑑定士（法第 35 条第 1 項）の要件を備えていることを証する書面	辞令、異動通知書の写し（「専任の不動産鑑定士 勤務（従事）証明書」でも可） (法第 23 条第 2 項第 4 号)	○	○

提出部数	正本一通及び副本一通（※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。）
提出・問い合わせ先	〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県県土整備部県土利用政策課 土地対策担当 Tel023-630-2430